

仕様書

1 委託業務の名称

外国人地域おこし協力隊普及促進事業

2 業務の目的

都会から過疎地等に移住して地域の活性化に取り組む「地域おこし協力隊」について、総務省は、令和8年度までに1万人とする目標を掲げており（令和6年度7,910人）、令和6年度からは外国人の積極登用を支援するため道府県を対象に新たな特別交付税措置を講じている。

徳島県は、令和元年度より県独自の外国人地域おこし協力隊制度を設けて採用を進めており、市町村も含めた外国人地域おこし協力隊のさらなる積極登用を支援する。

また、任期後の定住についても課題があることから、任用中の外国人地域おこし協力隊に対して、市町村・地域住民・事業者等との交流の場を設け、つながりを創出して任期後の定住率の向上を目指す。

3 業務内容

（1）自治体向け「外国人等地域おこし協力隊採用促進セミナー（仮称）」の企画・運営（年1回以上）

- ① 自治体における外国人を含めた地域おこし協力隊の採用につながるセミナーを企画・運営すること。
- ② 開催日時及び実施内容等は県と協議のうえ決定すること。
- ③ 参加者の募集、申込受付及びとりまとめを行い、開催前に県に報告すること。
- ④ ゲスト等を招く場合は、出演依頼や移動等について調整を行うとともに、必要に応じて委託費の中で謝金及び交通費の支払を行うこと。
- ⑤ 開催会場について、県と協議のうえ決定した後、予約等の手配を行うとともに、当日の準備、運営、進行、片付け、支払等の必要な対応を行うこと。原則として、リアルとオンラインのハイブリット開催とすること。
- ⑥ 参加者に対してアンケート調査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。
なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。
- ⑦ 開催後、実施報告書（実施内容、参加者情報、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

（2）協力隊希望者向け「知って広がる外国人地域おこし協力隊セミナー（仮称）」の企画・運営（年1回以上）

- ① 外国人地域おこし協力隊の応募増加につながるセミナーを企画・運営すること。参加対象者は、外国人地域おこし協力隊希望者（日本語で日常的なコミュニケーションをとることができる者を想定）とする。また、自治体の地域おこし協力隊業務担当者も参加可能とする。
- ② 開催日

県との協議により決定すること。

③ 開催会場

東京交通会館 8 階ふるさと回帰支援センターセミナールームを 1 回使用すること。

※ふるさと回帰支援センターの県の予約枠を使用するため、会場費は不要。

※会場の備品借り上げ・設営手配、各種手続き調整については、ふるさと回帰支援センターの担当者を通して行うこと。

※東京交通会館（東京都千代田区有楽町二丁目 10 番 1 号）の会場概要は、ホームページを参照。（<https://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/>）

1 回以上開催する場合の会場については、県と協議のうえ決定した後、予約等の手配を行うとともに、支払等の必要な対応を行うこと。

原則として、リアルとオンラインのハイブリット開催とすること。

④ 参加者の募集及び申込受付を行い、工夫を凝らした集客を行うこと。徳島県移住交流ポータルサイトにおいて本セミナーの広報ページを県で作成するため、広報用の画像（アイキャッチ画像）1 点の作成を必須とする。当該画像を含む作成したコンテンツは、県が指定する納品形式とすること。

なお、県の移住促進デジタルマーケティング事業において、本セミナーの広告クリエイティブを作成しデジタル広告の配信を予定しているため、県の要望に応じて、作成したコンテンツのデータ一式を移住促進デジタルマーケティング事業の受託者に提供すること。

⑤ 申込者のとりまとめを行い、開催前に県に報告すること。

⑥ ゲスト等を招く場合は、出演依頼や移動等について調整を行うとともに、必要に応じて委託費の中で謝金及び交通費の支払を行うこと。

⑦ 参加者の万一の事故に備えるために必要な傷害保険を掛けること。

⑧ 当日の準備、運営、進行、片付け等の必要な対応を行うこと。

⑨ 参加者に対してアンケート調査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。

なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。

⑩ 開催後、参加者が地域おこし協力隊に応募するまでの問合せの対応を行うこと。

⑪ 開催後、実施報告書（実施内容、参加者情報、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

（３）外国人地域おこし協力隊と地域住民等との交流の場の創出（年 1 回以上）

① 現役の外国人地域おこし協力隊員と隊員経験者、市町村、地域住民、県内事業者等のつながりを創出する機会を提案し、企画・運営すること。実施する際は、内容について現役の外国人地域おこし協力隊員の希望調査を行うこと。

② 開催日及び開催会場について、県と協議のうえ決定した後、予約等の手配を行うとともに、支払等の必要な対応を行うこと。

③ 参加者の募集及び申込受付を行い、工夫を凝らした集客を行うこと。

④ 申込者のとりまとめを行い、開催前に県に報告すること。

⑤ ゲスト等を招く場合は、出演依頼や移動等について調整を行うとともに、必要に応じて委託費の中で謝金及び交通費の支払を行うこと。

- ⑥ 参加者の万一の事故に備えるために必要な傷害保険を掛けること。
- ⑦ 当日の準備、運営、進行、片付け等の必要な対応を行うこと。
- ⑧ 参加者に対してアンケート調査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。
なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。
- ⑨ 開催後、実施報告書（実施内容、参加者情報、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 報告書の提出

事業完了報告書を令和8年3月31日までに提出すること。

6 特記事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) この業務の実施に当たって、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) この業務の実施に当たっての個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 徳島県がアカウントを保有するSNS等ソーシャルメディアを活用する場合は、別紙3「徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。
- (5) 本事業内容は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (6) 各業務に係る撮影、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経緯（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- (7) 本委託業務において、制作された著作物や各種データの所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (8) 本委託業務において、制作・納品された成果品を委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等あらゆる媒体、手段、手法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利に関する調整を行うこと。
- (9) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、第三者の著作権・肖像権等知的財産権等については、事前に許諾を取得し、第三者の著作権・肖像権等を侵害していないことを保証すること。
- (10) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。

- (11) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく同様とする。
- (12) 本事業において、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、定めるものとする。